

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)  
(当たるとの翌日)

## 目 次

- ◇条 例 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例  
知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- ◇人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇正 誤 昭和四十八年十一月鳥取県人事委員会規則第三十一号中訂正

## 条 例

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十七号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

一〇〇円	九〇〇円	二等級以下四等級以上の職務にある者	九〇〇円	四、六〇〇円	四、
三〇〇円	七五〇円	五等級以下の職務にある者	七五〇円	三、七〇〇円	三、

を  
二等級以下の職務にある者

九〇〇円	四、六〇〇円
------	--------

円 四、一〇〇円

九〇〇円 に改める。

別表の二の表中

三等級の職務にある者	四六、五〇〇円	五三、八〇〇円
四等級以下の職務にある者	四二、三〇〇円	四八、九〇〇円

六五、九〇〇円	七九、〇〇〇円	一〇五、二〇〇円	一一一、六〇〇円	一四〇、〇〇〇円
五九、九〇〇円	七一、八〇〇円	九五、六〇〇円	一一〇、五〇〇円	一二七、三〇〇円

〇〇円	一七六、一〇〇円	三等級以下の職務にある者	四六、五〇〇円	五三、
〇〇円	一六〇、一〇〇円	三等級以下の職務にある者	四六、五〇〇円	五三、

八〇〇円
六五、九〇〇円
七九、〇〇〇円
一〇五、二〇〇円
一二一、六〇〇円

一四〇、〇〇〇円一七六、一〇〇円に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和四十九年一月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の旅費に関する条例別表の一の規定及び次項の規定による改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号）別表の規定は、昭和四十九年一月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

(特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

別表の表中

選挙立会人	"	"
審査分会立会人	"	"
その他の特別職の職員	"	"

"	七五〇円	三、七〇〇円	三、三〇〇円	七五〇円
"	"	"	"	"
"	九〇〇円以内	四、六〇〇円以内	四、一〇〇円以内	九〇〇円以内

を

選挙立会人	"	"	"
審査分会立会人	"	"	"
その他の特別職の職員	"	"	"

に改める。

"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十八号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

職 名	給与の名称		給与の額	
	議 長	副 議 長	議 員	副 議 長
議 会 の 議 員	報 酬	月 額	三 四 〇、〇 〇 〇 円	二 九 〇、〇 〇 〇 円
知 事	給 料		五 〇 〇、〇 〇 〇 円	三 八 〇、〇 〇 〇 円
副 知 事			三 二 〇、〇 〇 〇 円	二 七 〇、〇 〇 〇 円
出 納 長			七 五、〇 〇 〇 円	六 五、〇 〇 〇 円
教 育 委 員 会 の 委 員	委 員 長	委 員	七 五、〇 〇 〇 円	五 五、〇 〇 〇 円
選 挙 管 理 委 員 会 の 委 員	委 員 長	委 員	七 五、〇 〇 〇 円	四 三、〇 〇 〇 円
監 査 委 員	議 会 の 議 員 の うち から 選 任 さ れ た 監 査 委 員	知 識 経 験 を 有 す る 者 の うち から 選 任 さ れ た 監 査 委 員	三 五、〇 〇 〇 円	七 五、〇 〇 〇 円

選 挙 長	人事委員会の委員		地方労働委員会の委員		収用委員会の委員		海区漁業調整委員会の委員		内水面漁場管理委員会の委員		公安委員会の委員		専門委員		附属機関の委員その他これに類する構成員
	委 員 長	委 員	会 長	委 員	会 長	委 員	会 長	委 員	会 長	委 員	委 員 長	委 員	委 員 長	委 員	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
二、五〇〇円	七五、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	六五、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	三、〇〇〇円
														つきに 六、〇〇〇円 以内	

選 挙 分 会 長	二、五〇〇円
審 査 分 会 長	二、五〇〇円
選 挙 立 会 人	二、〇〇〇円
審 査 分 会 立 会 人	二、〇〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和四十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十九号

昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例

1 昭和四十八年度に限り、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第十六条の四の規定の適用については、同条第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と、「百分の二百」とあるのは「百分の二百三十」とする。

2 給与条例第十六条の四及び前項の規定により昭和四十九年三月に支給を受けるべき期末手当の額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、同条及び同項の規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。

1 前項の規定を適用しないものとした場合に給与条例第十六条の四の規定により昭和四十九年三月に支給を受けることとなる期末手当の額は、昭和四十八年十二月に支給を受けた期末手当の額に二百三十分の三十を乗じて得た額

3 昭和四十八年十二月二日以後に新たに給与条例第十六条の四の規定の適用を受ける職員となつた者(人事委員会が定める職員を除く。)に対して昭和四十九年三月に支給する期末手当については、第一項の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(給与の内払)

2 給与条例の規定に基づいて昭和四十八年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた期末手当は、給与条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

知事等の退職手当に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六十号

知事等の退職手当に關する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に關する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「百分の三十」を「百分の五十」に、「百分の二十」を「百分の三十五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年十二月一日から適用する。

人事委員会規則

職員の旅費に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

昭和四十八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員の旅費に關する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に關する条例施行規則(昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号ニを次のように改める。

ニ 在勤地以外の地にわたる旅行で、その行程が五十キロメートル以上の場合 日額九百円

別表第四を次のように改める。

別表第四

第一区	第二区	第三区	第四区
九〇〇円	九六五円	一、〇三五円	一、一〇〇円

附 則

1 この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。

2 改正後の職員の旅費に關する条例施行規則の規定は、昭和四十九年一月一日以後に出發する旅行及び同日前に出發し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

正 誤

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（昭和四十八年十一月鳥取県人事委員会規則第三十一号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

七	頁	段	行	誤	正
	上		終わりから十	五七〇円	七五〇円

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】